

部に処する。

第三項 第一項及び第二項に基づく退部者は年度の部費を納めねばならない。

第四項 退部者は体育会並びに部徽章及び会員証等を反還しなければならない。

第 10 条 稽 古

第一項 稽古時間及び稽古日の決定は幹部会によって随時決定する。

第 11 条 対 外 活 動

第一項 インターカレッジ及び定期戦等の対外活動は原則として全員参加とする。

第 12 条 合 宿

第一項 合宿は夏季、春期の年2回とする。

第二項 合宿地の選定は幹部によって決定する。

第三項 合宿は全員強制参加とし、その他の細則は各合宿前に幹部会において決定され発表される。

第 13 条 服 装

第一項 本学部に於いては、第二項に定める以外自由とする。（但し華美なものは避ける。）

下駄、草履類の使用を禁ずる。

第二項 学内に於ける団体行動（但し、稽古時は除く）、学外に於ける遠征、総会等は正装（制服）とする。

第 14 条 罰 則

第一項 第6条各項に違反し、未納期間が理由なしに1カ月以上になる者は幹部会の決定に基づいて処置する。

第二項 短期の稽古欠席者には懲罰を科し、長期の稽古欠席者に対しては幹部会により退部に処する。（但し、事前に所定の書類を総務に提出し、幹部会の承認を得た者はこれに有らず。）

第三項 総会、宴会等の欠席者は会費を納入すること。（但し、事前に所定の書類を総務に提出し、幹部会の承認を得た者は半額納入とする。）

第四項 対外活動欠席者は交通費を徴収する。

（但し、以下は第14条第二項カッコ内に同じ。）

第五項 無断合宿不参加者は合宿費を徴収する。（但し、事前に所定の書類を総務に提出し、理由により徴収しない場合と5割徴収の場合がある。無断不参加者は幹部会の決定に基づいて処置する。）

第六項 剣道部々員としてあるまじき行為を為した者には幹部会の決定に基づいて処罰する。

第七項 そ の 他

（ 補 則 ）

第 15 条 幹 部 権